

さいたま市立植竹小学校PTA規約

第 1 条 【名称】

本会は、さいたま市立植竹小学校PTA（保護者と先生の会）と称し、事務所を同校内（さいたま市北区植竹町2-1）におく。

第 2 条 【目的】

本会は、学校と家庭との連絡を緊密にし、協力して児童教育の充実振興を図り、あわせて会員相互の親睦を図ることを目的とする。

第 3 条 【方針】

1. 本会は、非営利的、非宗教的、非政党的であって、本会の名においていかなる営利的企業を支持することも、他のいかなる政党及び候補者を支持及び推薦することもできない。
2. 本会及び本会役員は、本会の名において、営利的、宗教的、政党的その他本会の本来の事業以外の活動を目的とする団体及び事業に関係をもってはならない。
3. 本会は、児童福祉のために活動する社会的団体及び機関と協力する。
4. 本会は、自主独立のものであって他のいかなる団体の支配、統制、干渉を受けるものではない。
5. 本会は、学校の諸問題について学校及び教育委員会に意見を申し述べ、参考資料を提出することはあっても、直接学校の管理や教員の人事に干渉するものではない。
6. 本会は、国及び地方公共団体の適正な教育予算の充実を期するために努力する。
7. 本会は、学校の財政的維持及び教員の給与や生活費に関し直接責任を負うものではない。

第 4 条 【事業】

本会は、第2条の目的を達成するために下の事業を行う。

1. 学校の教育環境の改善に関する事業
2. 民主的教育達成のために必要な事業
3. 児童及び会員の福祉、厚生、体育、衛生に関する事業
4. 学校と家庭との連絡を緊密にする事業
5. その他本会の目的達成に必要な事業

第 5 条 【会員】

1. 本会は、植竹小学校児童の保護者と教職員を会員として組織する。
2. 本会への入会または退会に際しては、その意思を本部役員に提示するものとする。

第 6 条 【本部役員及びその選出】

1. 本会に下の役員をおき、これを本部と称する。
 - ・会長
 - ・副会長
 - ・書記
 - ・会計
 - ・監事
 - ・顧問

2. 役員の仕事は次の通りとする。
 - (1) 会長は本会を代表し、その活動を総括する。
 - (2) 副会長は会長を補佐し、会長に事故ある時はその職務を代行する。
 - (3) 書記は会の議事を記録し、活動の周知を図る。
 - (4) 会計は本会の会計事務を処理する。
 - (5) 監事は会計を監査し、その結果を総会で報告する。
3. 役員の仕事は1年とし、再任を妨げない。役員はその任事が終了した場合でも、後任者の就任するまではその職務を執行するものとする。
4. 本部役員の仕事は、選考委員会の推薦により総会で承認する。

第 7 条 【組織】

本会は次の機関をおく。

- ①総会
- ②企画委員会
- ③専門部会
- ④選考委員会

第 8 条 【総会】

1. 総会は最高の決議機関であって、定期総会と臨時総会に分かれ、定期総会は毎年1回これを開き、臨時総会は会長が必要と認めたとき、または会員の5分の1以上の請求があったとき開く。

総会は会長がこれを招集する。

議長は総会毎に出席会員中から総会で選出する。

総会は下の事項を審議、議決または承認するものとする。

 - (1) 予算の審議
 - (2) 決算の承認
 - (3) 会則の変更
 - (4) 役員の仕事は選任または解任
 - (5) その他重要事項
2. 総会は会員約3分の1以上（委任状を含む）の出席をもって成立し、総会の議決は出席者（委任状を含む）の過半数でこれを決する。但し可否同数のときは議長がこれを決する。

第 9 条 【企画委員会】

1. 企画委員会は総会に次ぐ決議機関で、定期的に開催し、次のことを行う。
 - (1) 本会活動の運営執行
 - (2) 本会活動の連絡調整
 - (3) 本会に関する重要事業の議案の審議と提出
2. 企画委員会は本会の役員（監事を除く）、各専門部の正副部長によって構成される。
3. 企画委員会は過半数の出席によって成立し、議決する場合は出席者の過半数の同意を必要とする。なお必要に応じ構成員以外の出席を求めることができる。

第 10 条 【専門部会】

本会の事業と業務を分担し、円滑にするために各専門部を設ける。

- (1) 総務部
- (2) 広報部
- (3) ベルマーク部
- (4) イベント事業部
- (5) 環境部

第 11 条 【選考委員会】

本会の本部役員選考にあたる。

第 12 条 【特別委員会】

本会の活動に必要なときは、企画委員会の決定により特別委員会を設けることができる。

第 13 条 【会計】

1. 本会の会員は予め決められた時期に会費を納入するものとする。会費の額は企画委員会で立案し、総会において会員の承認を得るものとする。ただし、特別な事情のあるものは免除することができる。
2. 本会は、必要に応じて臨時会費を徴収することができるものとする。臨時会費については、総会にて議決するものとする。
3. 本会の経費は会費、寄付金、その他をもって充てる。
4. 本会の会計年度は毎年4月1日より翌年3月31日迄とする。

第 14 条 【個人情報取扱】

P T A活動で必要となる個人情報の収集・利用・管理等の取扱方法については、個人情報取扱細則に定めるものとする。

第 15 条 【付則】

本会則は総会の決議により改正することができる。

本会則は令和5年5月9日より実施する。